

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称		政策会議
日 時		令和7年2月4日(火) 午後2時30分～午後3時
場 所		本庁舎3階3A会議室
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題1：秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例及び秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	
担当部課等	総務部人事課
説 明 者	総務部長、人事課長、課長代理（人事管理担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 一度留学した後、改めて休業制度を利用することは可能か。 答. 国の運用基準と同様に、復帰後5年経った場合は、再度の利用を可能とする。 問. 独立行政法人国際協力機構（JICA）から給料が支給されるなど、別の給料を受領することは可能か。 答. JICA の派遣事業に従事する場合や、生活費を稼ぐための副業であれば、所定の手続を踏めば可能である。 問. 自己啓発等休業において、公務の運営に支障がない場合とあるが、どのような状況であれば認められるのか。 答. 対象職員を定数外とするため、代替となる職員の任用など他の職員で補うことが出来る状況であれば認められる。事前相談の段階から、公務の運営に支障がないように十分な調整を行う。 問. 大学は4年間通うことが想定されるが、今回の制度は3年が上限となっている。そのことで支障はないのか。 答. 制度設計に当たっては、基本的に国の運用基準に準じている。受講する分野にもよるが、3年を超える期間については、土日や年休などで対応していただくようになる。
会 議 結 果	原案了承

議題 2：秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	総務部人事課
説明者	総務部長、人事課長、課長代理（人事管理担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 （説明・意見等）	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問．超過勤務の免除について、例えば、小学校低学年など、市独自に対象を拡大することは可能か。 答．独自に条例で規定することはできるが、特別な事情がなければ全員の申請を認めなければならなくなるため、現状での拡大には課題がある。職員毎の家庭の事情については、所属長に相談し、適宜対応することとしたい。 問．仕事と介護の両立支援制度等の周知について、対象年齢を40歳に達する年度としたのは何故か。 答．国が示した条例案に基づいているが、介護保険制度が適用される年齢であることなどを考慮したものと考えている。
会議結果	原案了承